様式 3-2

解　体　工　事　実　務　経　験　証　明　書

下記の者は、 の試験に合格した後、解体工事に関し下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　　　年　　　月　　　日

所在地

証明者　商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 技術者の氏名 |  | 生年月日 |  | 使用された期　　　間 | 年　月から |
| 使用者の商号又 は 名 称 |  | 年　月まで |
| 有する資格と試験合格年度 | 資　格　の　種　類 | 合　格　年　度 |
|  |  |
|  |  |
| 職名 | 実　務　経　験　の　内　容 | 実 務 経 験 年 数 |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
| 使用者の証明を得ることができない場合 | その理由 |  | 合計　　満　　年　　月 |
| 証明者と被証明者との関係 |  |

※なお、上記の実務経験として記載された工事の内容について、工事経歴書、工事請負契約書、注文書、工程表等の写しを提出して頂き、改めて確認させて頂くことがあります。

様式 3-2

解　体　工　事　実　務　経　験　証　明　書

記載例

下記の者は、 の試験に合格した後、解体工事に関し下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

　令和　　年　　　月　　　日

所在地　京都府京丹後市○町○○番地

証明者　商号又は名称　株式会社　○○建設

代表者氏名　代表取締役　○○　○○　印

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 技術者の氏名 | 京丹後　太郎 | 生年月日 | S55.6.26 | 使用された期　　　間 | Ｈ１８年４月から |
| 使用者の商号又 は 名 称 | 株式会社　○○建設 | Ｒ１年５月まで |
| 有する資格と試験合格年度 | 資　格　の　種　類 | 合　格　年　度 |
| 一級土木施工管理技士 | 平成１７年度試験合格 |
|  |  |
| 職名 | 実　務　経　験　の　内　容 | 実 務 経 験 年 数 |
| 工事主任代理 | ○○邸解体工事 | H20年1月から | H20年2月まで |
| 工事主任 | ○○医院取壊し | H22年3月から | H22年4月まで |
| 工事主任 | ○○組社屋解体工事 | H22年5月から | H22年7月まで |
| 工事係長 | ○○市立〇〇小学校解体工事 | H25年6月から | H25年9月まで |
| 工事係長 | 社員寮解体工事 | H26年1月から | H26年3月まで |
| 工事係長 | ○○ビル解体工事 | H26年4月から | H26年6月まで |
| 工事係長 | 〇〇宅解体工事 | H27年4月から | H27年5月まで |
| 1. 各工事毎の実務経験年数は、各一月を減じて計算すること。

（例：工事期間が1月～6月の場合は、5ヶ月として計算。）1. 各工事の期間が連続している場合は、連続している期間全体から一月を減じて計算すること。

（例：A工事1月～5月、B工事6月～10月の場合で、A工事とB工事の工期が連続している場合は、9ヶ月として計算。） |  | 年　月から | 年　月まで |
|  |  | 年　月から | 年　月まで |
|  |  | 年　月から | 年　月まで |
|  |  | 年　月から | 年　月まで |
|  |  | 年　月から | 年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
|  |  | 年　月から | 　年　月まで |
| 使用者の証明を得ることができない場合 | その理由 |  | 合計　　満１年２月 |
| 証明者と被証明者との関係 | 社　員 |

※なお、上記の実務経験として記載された工事の内容について、工事経歴書、工事請負契約書、注文書、工程表等の写しを提出して頂き、改めて確認させて頂くことがあります。

**工事の内容や工期の確認のため、工事経歴書、工事請負契約書、注文書、工程表等の写しを提出していただく場合があります。**